

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

韓国(ソウル)取調べへの弁護士立会い視察報告

取調べの可視化大阪本部 事務局長 森 直也

今般、刑事訴訟法の改正により、取調べの録音・録画の制度が法制化された。しかしながら、取調べへの弁護士立会いについては、将来の検討課題とされており、未だ実現していない。

ところで、韓国においては、既に取調べへの弁護士立会い(韓国においては「弁護士参与権」と呼ばれる)が法律上認められており、実際に運用されている。

今般、近畿弁護士会連合会刑事弁護委員会では、2018年11月30日に開催される同連合会人権擁護大会第2分科会において、「取調室の扉を開こう!～取調べの可視化から弁護士立会いへ～」と題して、取調べへの弁護士立会い制度に関するシンポジウムを行うこととなった。

そこで、上記刑事弁護委員会有志において、既に法制度として取調べへの弁護士立会いが認められている韓国に実際に赴き、どのような経過を経て弁護士参与権が法制化されたか、取り入れられている制度はどのようなものか、またその運用状況等について視察を行った(2018年6月20日～22日)。

1. 韓国における弁護士立会い権(参与制度)について

韓国における弁護士立会い制度(以下「参与制度」という。)は、当初は捜査機関の主導により始められた^{※1}。しかし、捜査機関の主導であるが故に、被疑者の権利として認められている訳ではなかった。

同国において参与制度が被疑者の権利として認められたのは、2003年大法院決定及び2004年憲法裁判所決定による。2003年大法院決定(宋斗律(ソン・ドゥユル)教授事件)において、大法院は身体拘束された被疑者が取調べに弁護人を立ち会わ

せる権利を初めて認め^{※2}た。その後2004年には、憲法裁判所決定において、在宅被疑者が取調べに弁護人を立ち会わせる権利を認め^{※2}た。

その後、2007年には刑訴法が改正され、参与制度が明文文化されるに至る(刑訴法243条の2の新設^{※3})。

※2 「刑事訴訟法はいまだに拘禁された被疑者の被疑者訊問に弁護士が参与できるという明文規定をおいてはないが、身体を拘束された者の弁護人との接見交通権が憲法と法律によって保障されているだけでなく、誰でも逮捕又は拘束された場合には直ちに弁護人の助力を受ける権利を持つと宣言した憲法の規定に照らし、拘禁された被疑者は刑事訴訟法の上記の規定を類推・適用し、被疑者訊問を受けるにおいて、弁護人の参与を要求することができ、このような場合、捜査機関はこれを拒絶することができないものと解釈しなければならない」

※3 刑訴法243条の2(弁護人の参与等)

- ① 検事又は司法警察官は、被疑者又はその弁護人・法定代理人・配偶者・直系親族・兄弟姉妹の請求により、弁護人を被疑者と接見させ、正当な事由がない限り、被疑者に対する訊問に参与させなければならない。
- ② 訊問に参与しようとする弁護人が2人以上であるときは、被疑者が訊問に参与する弁護人1人を指定する。指定がない場合は、検事又は司法警察官がこれを指定することができる。
- ③ 訊問に参与する弁護人は、訊問後に意見を陳述することができる。但し、訊問中であっても、不当な訊問方法に対して異議を提起することができ、検事又は司法警察官の承諾を得て意見を陳述することができる。
- ④ 第3項による弁護人の意見が記載された被疑者尋問調書は、弁護人に閲覧させた後、弁護人にその調書に記名捺印又は署名させなければならない。
- ⑤ 検事又は司法警察官は、弁護人の訊問参与及びその制限に関する事項を被疑者尋問調書に記載しなければならない。

※1 韓国における参与制度は、1999年6月、警察庁が「被疑者訊問時の弁護士参与指針」を策定し、立会いを認めたことから始まった。これは警察が検察よりも人権保障に配慮した捜査機関であるとのイメージを獲得することが目的であった。したがって、参与は被疑者の権利ではなく、警察の裁量・恩恵としての立会いであり、それ故に実施も停滞していた。一方検察は、警察の立会い容認後も立会いを認めなかったが、2002年10月ソウル地検被疑者拷問致死事件の発生を受けて、人権侵害防止の一環として、弁護士立会い制度の導入を決定した(2002年12月法務部「人権保護捜査準則」策定)。しかし、警察同様、被疑者の権利としての「立会い」ではないため、実施は停滞していた(近弁護勉強会における青山学院大学法学部安部祥太助教作成のレジュメ)。

2. 瑞草(ソチョ)警察署視察

ソウル市内の瑞草(ソチョ)警察署において、警察官と参与制度についてのディスカッションを行った。

応対した警察官によれば、警察における取調べ時間は、短い場合は2時間程度、長くても5時間程度、取調べ回数も2回から多くて5回程度とのことで、日本に比べて取調べ時間自体が短い(但し自白をしていなければ取調べの回数は増える傾向にある)。

弁護人参与の割合は、捜査官の感覚としては増えてきているとのことであった。この点、視察においてお話を伺った李東熹・韓国国立警察大学教授によれば、警察における弁護人の立会いは、2015年で5000件、16年で5700件、17年で9700件、そして18年は5月末までで既に5000件に達しており、年々増加しているとのことであった。

具体的運用においては、被疑者に対して弁護人の参与を告知することは法律(刑訴法244条の3)で決まっており、告知等しなければ、供述調書の証拠能力も否定されるため、最初の段階で、法律の条文どおりに告知をする。また、法律で参与を拒否できる場合が規定されているが、実際には拒否することは殆どない。そして、弁護人が参与の意思を示している場合、原則弁護人の到着をできる限り待つとのことであった。

警察としては、専門用語や証拠について弁護人が被疑者に説明してくれる点などで、弁護人がいた方が楽だという印象を持っているとの意見も寄せられた。

日本では立会い自体が認められていないことを告げると、現地の警察官は非常に驚いていた。さらに弁護人が参与すると、取調べで異議を言われたり、黙秘を指示されたりするから参与は嫌だという意見はないのか、と質問したところ、警察官自身が被疑者に対して弁護人選任や参与の権利があると告知しているのに、いざ立ち会うと言われ

て嫌だというのはおかしいのではないかと答えられた。

3. ソウル中央地方検察庁

ソウル中央地方検察庁において、検察官らにインタビューを行った。

まず弁護人からの参与の申し出に対し、検察官が拒否をすることがあるのか確認したが、対応した検察官の知る限りそのような事例はないとのことであった。

また、検察官らに弁護人参与のメリットを尋ねたところ、参与している弁護人に難解な法律用語を被疑者に説明してもらうことが期待できる、また、法律の専門家が立ち会うことにより、被疑者の人権が守られていることもメリットといえるのではないかとの回答であった。

一方、取調官の立場としては、弁護人の参与により、心理的負担があったり、弁護人が被疑者の供述を止めたり、誘導したり、訊問に対する被疑者の態度や表情を見極めることが難しくなったりするなどのデメリットも率直に話された。

4. ソウル中央地方裁判所

訪問したソウル中央地方裁判所においては、3名の裁判官からお話を伺った。

まず、日本では弁護人の立会いが認められていないことに、裁判官らは一様に驚いていた。韓国では刑事訴訟法のあちこちに参与権を保障する規定があるので、裁判官としては、取調べに弁護人が参与することが所与の前提という認識だった。また、参与権が法律で規定される前に取調官による違法取調べが問題になったケースがたくさんあったが、法律化された後、取調官の人権意識や措置が目に見えるほど変わったとの意見も聞かれた。

取調べの録画と参与制度の違いについては、取調べの録画がなされるとしても、被疑者にとっては弁護人がいるといないとでは、心構えが大きく違うと思われる。心理的な安定にもつながる。被

疑者は非常に緊張するので、頼れる人がそばにいて相談できる中で取調べをするのでは、被疑者の負担がかなり違うなどの意見が述べられた。

問答の中で一人の裁判官は「真実の解明よりも被疑者の人権と適法手続原則の保障のほうが重要だ」と明快に発言されていた点が非常に印象的であった。弁護人参加権があることは既に当然の前提として裁判官の意識に定着していることが窺われた。

5. 韓国の弁護人からの聞き取り

視察中、ソウル地方弁護士会において、実際に参加を経験したソウルの刑事弁護人からもお話を伺った。

それによれば、韓国においても、被疑者の供述の証拠能力を争う時、重要なのは供述の任意性であるが、弁護人が取調べに立ち会っていることで、逆に任意性が認められやすくなる。それだけに、弁護人が立会いにおいてどのように対応するかが重要となる（不当な取調べに対する適時の異議や、被疑者へのアドバイス）。そこで、ソウル地方弁護士会の参加に関する研修では、弁護士に対し「もし自信がなければ、立会いはしないで下さい」と伝えているとのことであった。

また、参加を行う弁護人が、被疑者の後ろに座るものとされていたが、これを被疑者の隣とすべきだと主張したり、^{※4}参加中に弁護人がメモを取ることを認めるよう主張するなど、参加が認められた後も、様々な運用の改善のため、^{※5}弁護士らは闘っているとのことであった。

※4 近時(2017年11月30日)、憲法裁判所は、立会弁護人の着席位置に関し、被告人の後ろに弁護人を座らせる実務慣行は違憲とする決定を下した。

※5 刑事弁護に熱心に取り組む弁護士からは、立会い中に水も飲めるし、お菓子(自分で持ち込んだものや検事の執務室に置かれていたもの)を食べることもあるし、取調べの流れを断ち切るためにトイレに行くこともあるし、弁護人は自由に動くということをアピールして検事にプレッシャーをかける「精神的な戦い」だ、という発言もあった。



▲ソウル地方弁護士会参加マニュアル

6. 韓国視察を終えて

韓国では、既に弁護人参加権が広く定着しており、さらにその運用も年々増加している。漸く取調べの可視化が法制化された我が国とは隔世の感があるが、韓国における運用も参考にしながら、今後日本においても取調べへの弁護人立会いを制度化すべく諸処の活動を行うべきであると強く感じた。それには、まず個々の弁護人の弁護活動の中で、粘り強く捜査機関に立会いを求めることが必要であろう。